

■質問1. 新潟水俣病について

◎新潟水俣病とは

- ・ 水俣病は、化学工場の排水に含まれていたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を継続的に食べることによって起きる中毒性の神経系疾患。1956年、熊本で公式確認。
- ・ メチル水銀は毒性が強く、脳に蓄積し著しい障害を与える。母親が妊娠中にメチル水銀を体内に取り込んだことにより、いわゆる胎児性水俣病を発生することもある。
- ・ 1956年の公式確認に対して、政府が原因の究明を怠り、チッソ水俣工場だけでなく、同様の生産を行っていた昭和電工鹿瀬工場の操業停止といった明確な対策が国によってとられないまま、1965年に新潟で第二の水俣病が引き起こされた。
- ・ 今なお症状に苦しむばかりでなく、現在も差別や偏見に苦しむ患者さんも少なくない。

◎法定受託事務としての認定審査

- ・ 認定審査は、市と県が法定受託事務として行っており、基本的に国の施策の枠組みの制約下にあると言える。とはいえ、直接被害者と向き合う自治体として、国が示す基準や救済の枠組みの問題点を直接認識できる立場にあるはず。
- ・ 2019年以来、次年度の国の施策・予算に対する本市の提案・要望において「すべての水俣病被害者の救済にむけた取り組みの推進」という項目が設けられている。これは、上記のような問題点・課題を認識したものとも考えることもできる。

◎国の基準と司法判断



Q15

なぜ、国の基準では水俣病患者と認められない人がいるのですか？
また、同じ水俣病患者なのにどうして認定される人とされない人に
分かれているのですか？



A15

国では、法律によって水俣病患者の判断条件^{※8}や
補償(救済)の対象を分けているからです

国の法律で水俣病患者(「認定患者」と認められるには、現在、国が示した判断条件を満たさなければならないのです。認定患者と認められない人は、水俣病総合対策医療事業や水俣病被害者救済特措法^{※6}の救済対象となることができりますが、これらの申請は締め切られています。

2004(平成16)年、熊本県が認定をしなかった裁判で、最高裁判所から、症状の一部しかない場合も水俣病と認める判決(熊本水俣病関西訴訟)があり、2013(平成25)年には、最高裁判所から、認定基準について複数の症状がない場合でも水俣病と認定する余地はあるという判決がありました。

これを受け2014(平成26)年3月、国(環境省)は認定について通知を出しましたが、被害者からは、救済の拡大につながらないのではないかと声があがっています。



↑参考:県作成の新潟水俣病に関するパンフレットより抜粋 認定問題の不合理性について間接的に言及している。
全体は右のQRコードから参照

- ・ 環境庁は、複数の症状の組み合わせを条件とした「昭和52(1977)年判断条件」を示し、それ以降、認定が激減。
- ・ 症状に苦しみながら、この判断条件で水俣病と認められなかった多くの患者さんたちなどが裁判を起し、2013年の最高裁判決では感覚障がいのみ水俣病を認め、「(認定は)総合的に判断すべき」だとして対象範囲を拡大。

- ・ ところが、環境省はこの判決で示された「総合的に判断」を歪曲し、2014年、汚染魚を食べた証言や家族の認定歴などの裏づけを逆に被害者側に求めるといった厳しい条件を通知した。これに対しては、日本精神神経学会が強く批判する声明を発している（2014年）。
- ・ 認定を棄却された原告らが本市らに対して起こした裁判の高裁判決（2017年）において、「メチル水銀の曝露が疫学的に認定できて、感覚障害を引き起こす他の原因を疑わせる事情がない場合は認めるべき」という新たな判断が示された。これは環境省の昭和52年判断条件だけでなく、2014年の通知も事実上否定するものだと言える。
- ・ 上記判決後、篠田前市長は「阿賀野川流域にお住まいになっていて、魚を常に食べていたエリアやファミリーの中でこういう障がいが出た場合は新潟水俣病と考える」と明確に表明。
- ・ この条件が適用されれば多くの申請患者が認定されるはずだが、実際には他の疾患によって感覚障がいが生じたという理由の科学的根拠が示されないまま、ほとんどが棄却されている。

■質問2：光回線の広域断線について

- ・ 昨年12月下旬からの大雪で、市内広域で光回線が断線し、長いところでは1月中下旬まで、多くの家庭で電話やインターネットが不通になっていた。
- ・ 基幹線から家庭へ引き込まれる末端の光回線は細く弱いため、水分を含んだ雪が積もって断線した。末端の障害のため、停電などと異なり、地域一帯が断線するわけではないことから、被害が顕在化しなかった。
- ・ 長期・広域的な被害だったにもかかわらず、通信事業者のHPには「現在故障情報無し」と表示されるのみで、本市も状況を把握できなかった。
- ・ これまでも大雪時に同様の被害は散発的に発生していたようだが、短時間に水を含む雪が大量に降ったことから被害が拡大・長期化。
- ・ 対策が不十分なまま光回線が普及し、気候変動で集中的な大雪の頻発する中、湿気が多い新潟の新たなリスクと言える。



↑市内各所で光回線が断裂し、垂れ下がったり道路に落ちたりしていた(本年1月)。
写真提供: ないとう歯科医院(東区)

■質問3：会計年度問題

◎会計年度任用職員とは

- ・ 地方公務員法の改正により、2020年度から、それまで複雑な雇用形態だった自治体の非常勤職員が新たな「会計年度任用職員」制度に整理・移行・任用されることになった。
- ・ 新制度下で休暇・福利厚生・手当等が整備されたが、1年単位での有期雇用であることその他、低い収入水準、不十分な生活手当などの問題の他、労働時間によって年金・社会保険・退職金・共済なども多様で、多くが不安定な労働条件下にある。
- ・ 市のほとんどの分野・組織における事務補助の他、教育（特別支援教育など）・保育・母子保健・図書館等、さまざまな分野で多様な職種の職員が働いており、労働時間についてもパ

ート・フルタイムなど複雑に混在している。職場職種によってはかなり専門的で正規職員と同等の業務を担っている場合も稀ではない。

◎処遇改善の必要性

- ・ 処遇改善の必要性は総務省も認識しており、先の地公法の改正では勤勉手当が支給できることになった。
- ・ また、昨年秋の人事委員会勧告に基づく月例給の引き上げについて、本市などでは。正規職員対象者は同年度の4月に遡って支給されたにも関わらず、会計年度任用職員については遡及の対象外とされた。これについても総務大臣は自治体に改善を求めている。

■質問4：個人情報を含む通知文書の誤送付

◎本市で起きた事案

- ・ 本市東区で、個人情報に記載された通知文書を送付を希望しない相手方に2度にわたって送付する事案が発生した。
- ・ 本市では、2020年にもDV等支援措置申請済み当事者の住所が記載された書類を誤って別居中の夫に送付するという事件が起きている。

◎他都市の事例と本市での対策

- ・ 同様の誤送付もしくは相手方による意図的な請求に誤って渡すなどして、他都市でもこれまで多くの事案が発生し、2012年には逗子市で殺人事件も起きている。詳細については2020年の時点で中山の一般質問でまとめた資料（右QRコードから閲覧可能）があるので参照願いたい。
- ・ 問題は、こうした事例の分析と対策が十分だったかという点。本市では前回の事件まで、DV被害者支援措置情報が引き継がれるのは、22ほどある個別業務システムのうち、2つのみで、そのほかについてはアナログの運用面で対応していた。さらに、運用面でも対応できていない業務もあった。
- ・ 2020年の事案を受け、システム的にはそれ以前より大幅に改善され、DV被害支援措置情報が各システムに共有されるようになった。
- ・ しかし、前回の一般質問でも指摘した通り、各自治体の事件は、多くでシステム共有がなされているにもかかわらず起きている（警告を無視・突破が可能）。それを踏まえ、自治体によっては各操作権限の設定によって簡単に警告をスルーできないようにするなどの対応が取られている。

